

事務連絡
平成29年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査（送付）

日頃から特別支援教育の推進に格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。このたび、御協力いただきました標記調査の結果について、別添のとおり取りまとめましたので送付します。

今回の調査の目的は、公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における付添いの実態を把握し、今後の支援方策の検討材料として、各設置者と共有することです。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては本調査結果を踏まえ、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活における安全確保及び保護者に対する負担軽減に資するため以下の点に留意いただき、医療的ケア実施体制の更なる充実に向け努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して本事務連絡の内容についての報告と必要な指導等について、適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

- 1 医療的ケアを実施する看護師の配置については、当課の教育体制整備事業費補助金を活用することが可能である。例えば、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の校外学習における付添いのための経費や訪問看護ステーション等と委託契約を締結し看護師を配置・活用するための経費に充当することを可能としているところであり、教育委員会においては、看護師配置により保護者の負担軽減の配慮に可能な限り努めること。
- 2 保護者が学校生活において付き添う理由として「人工呼吸器の管理」が最も多く挙げられており、教育委員会の判断として、一律に人工呼吸器の管理を保護者対応とし、学校に配置している看護師が対応しないとしている場合がある。
文部科学省としては、人工呼吸器の管理を含めた特定行為以外の医行為について、個々の児童生徒等の状態に応じてその安全性を考慮しながら、対応可能性を検討することと従前から通知しているところであり、教育委員会においては、個別に対応可能性を検討すること。

3 幼児児童生徒の登下校における保護者の付添いについては、本調査結果から通学生5357名のうち約65%が保護者の付添いによる登下校となっていることを踏まえ、次の点について、教育委員会において早急に対応すること。

- (1) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒をスクールバスへ乗車させることの判断に当たっては、一律に保護者による送迎と判断するのではなく、個々の児童生徒等の状態に応じて、スクールバス乗車中における医療的ケアの実施の要否など、児童生徒等が安全に通学できるか否かについて主治医等の意見を踏まえながら、個別に対応可能性を検討し判断すること。
- (2) 幼児児童生徒の登下校における保護者の付添いの負担を軽減させる工夫に努めること。負担軽減の工夫に際しては、以下の点を考慮すること。
 - ① 国の特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）の対象となる経費の範囲について、安全性等の観点からスクールバスや公共交通機関が利用できない場合など、都道府県、市町村又は校長が適当と判断した場合には、通学に要する交通費（本人経費）においてタクシーや介護タクシーの利用料を対象とすることが可能であること。
 - ② 都道府県や市町村の福祉部局等と連携し、障害福祉サービスで実施している通学支援等を利用するなど地域特性を考慮し、柔軟に対応できる体制を整備すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援第一係 宮崎・新谷
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3192
FAX：03-6734-3737
E-mail：seika@mext.go.jp